

奈良県認知症介護指導者養成事業による認知症介護指導者養成研修の応募者審査要領

(目的)

第1 この要領は、別に定める奈良県認知症介護指導者養成事業による認知症介護指導者養成研修（以下、「指導者研修」という。）の募集要領により応募した者の中から、奈良県（以下「県」という。）が、認知症介護指導者（以下「指導者」という。）の養成を、認知症介護研究・研修大府センター（以下「大府センター」という。）に推薦する者の審査と決定を公平かつ公正・的確に行うことを目的とする。

(審査及び決定)

第2 第1の目的を達成するため、県は募集要領による応募者の中から、本事業により指導者として養成するため、大府センターに推薦する者を次により審査のうえ決定する。

- 2 審査は、県地域包括支援課が行う。
- 3 審査は、評価点方式により実施する。
- 4 2による審査の結果、合計点が上位の者から順に、当事業による指導者研修受講者として大府センターに推薦する。ただし、合計点が4割未満の者は推薦しない。

(秘密の保持)

第3 応募者の選定に係る審査は、公開しない。

- 2 何人も応募者の選定に係る審査の内容等、審査の過程で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(庶務)

第4 応募者の審査及び選定に係る庶務は、地域包括支援課において行う。

附 則

この要領は、平成29年5月26日から施行する。
この要領は、平成30年5月23日から施行する。
この要領は、令和元年5月7日から施行する。
この要領は、令和2年5月27日から施行する。
この要領は、令和3年6月11日から施行する。
この要領は、令和4年4月28日から施行する。
この要領は、令和6年4月1日から施行する。
この要領は、令和7年3月6日から施行する。